愛護団体に関する協定書

　南島原市と　　　　　　　　　　　（以下「愛護団体」という。）は、南島原市道路愛護団体支援事業実施要綱に基づき、次のとおり協定を取り交わすものとする。

１　活動の場所

　　　活動対象施設　　　活動区域（別紙図面）

２　活動内容

３　活動期間

　　　協定締結日から。

４　その他

　　（１）　愛護団体は、愛護団体登録申請書に示した内容に沿った活動を行います。

（２）　道路清掃・美化活動を行うに当たって、市道管理者から指導、指示を受けた場合には、これに従います。

（３）　１５歳以下の者が参加する場合、必ず十分な人数の成人の保護者又は監督者が指導、監視することとします。

（４）　活動に際しては、常に安全を最優先します。

（５）　活動中に事故が発生した場合は、速やかに市に通報するとともに、事故の経過についての報告書を提出します。

（６）　団体の活動にかかる補償保険は、活動に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院・通院した場合、「南島原市総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に補償金を支払います。

（７）　道路清掃等で収集したごみは、あらかじめ定められた場所、または指示のあった方法により処理します。

（８）　清掃中に、不法に投棄されていると思われる、大型ごみ及び重量物、または有害及び危険と思われる物質、医療廃棄物（注射器、点滴針等）等を見つけたときは、速やかに市道管理者まで連絡します。

（９）　代表者は、市がその活動に関する問い合わせに対し、連絡先として住所、氏名、電話番号等の個人情報を提供することに同意します。

５　疑義の処理

　　　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、二者で協議して定める。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　長崎県南島原市西有家町里坊９６番地２

氏　名　　南島原市長　　　　　　　　　　　印

団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　長崎県南島原市　　　　　　　番地

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印